

日本顔面神経学会認定顔面神経麻痺リハビリテーション指導士制度に関する規則

第1章 目的

(理念と目的)

第1条 本制度は、顔面神経麻痺について専門的知識と高度の診療技術をもつ日本顔面神経学会（以下本学会）会員を顔面神経麻痺に対するリハビリテーション指導士と認定することにより、顔面神経麻痺診療の専門性を向上させ、顔面神経麻痺患者に良質な医療と医療機関の選択等に関する情報を提供することを目的とする。

(名称)

第2条 日本顔面神経学会認定顔面神経麻痺リハビリテーション指導士(Japan Society of Facial Nerve Research-Certified Therapist of Facial Palsy Rehabilitation)とする（以下指導士）。

第2章 認定委員会

(委員会の設置)

第3条 本制度の運用に関して、日本顔面神経学会認定顔面神経麻痺相談医・顔面神経麻痺リハビリテーション指導士制度を運用するために、日本顔面神経学会認定顔面神経麻痺相談医・リハビリテーション指導士認定委員会（以下認定委員会）を設置する。認定委員会は理事長の指名する担当理事を委員長とし、本学会員から委員長の指名する委員若干名で構成し、その委嘱には理事会の承認を必要とする。委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員会業務)

第4条 認定委員会は、指導士の新規申請と更新の審査業務にあたり、日本顔面神経学会認定顔面神経麻痺相談医・顔面神経麻痺リハビリテーション指導士制度の効果的な運用に努める。

第3章 資格について

(申請条件)

第5条 指導士の理念と目的に賛同し、その認定を希望する本学会の正会員は、以下に示す1)、2)、3)、4)の条件のすべてを満たすことを必要とする。

- 1) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護師・はり師・きゅう師いずれかの資格を有する。
- 2) 申請時に本学会の正会員であり、継続して3年以上の正会員歴を有する。
- 3) 本学会が主催する顔面神経麻痺リハビリテーション技術講習会（以下講習会）を受講し、認定試験に合格している。
- 4) 症例報告書を提出し、認定委員会により承認されている。

注1：本学会主催の講習会とは、令和3年に開催される第11回講習会以降が該当する。

(資格試験)

第6条 指導士の初回認定には細則に示す認定試験を課す。

(移行措置)

第7条 指導士について、移行措置を設ける。正会員のうち、細則に定める移行措置適用のための条件を満たすものは、指導士として認定される。

(資格認定について)

第8条 指導士の認定を希望する者は、審査料を納入するとともに細則に定める書類を本学会事務局に提出する。本学会は、認定委員会の審査と理事会の承認を経て、指導士の資格を付与し認定証を交付する。

(資格認定期間)

第9条 資格認定の期間は5年間とし、第10条に定める更新の要件を満たす者は指導士の更新申請を行うことができる。

(更新)

第10条 更新には、以下に示す1)、2)いずれの条件も満たす者の申請により、認定委員会の審査を経て、理事会で承認する。更新承認後に新たな認定証を交付する。

- 1) 5年間の有効期間内は本学会正会員を継続する。
 - 2) 5年間の有効期間内に2回以上、本学会への参加を必要とする。
- ただし、止むを得ない事情により、1)、2)の条件を満たさなかった者が更新を希望する場合は、理事会で別途審査を行なう。

(資格の休止)

第11条 有効期間中に、留学や妊娠・出産などやむを得ない事情により会員資格の継続や学会参加が困難な者は、別紙「指導士休止届け」を提出する。認定委員会において審査し、認められれば、休止期間は、更新のための資格有効期間、資格喪失期間のいずれにも算入されない。

(資格の喪失)

第12条 指導士が下記の各項に該当した場合は資格を喪失する。

- 1) 有効期間内に本学会の資格を喪失した場合。
- 2) 更新のための条件を満たさずに更新されなかった場合。
- 3) 指導士としてふさわしくない行為、またはその目的に反する行為を行った場合、理事会の

発議により総会の承認を経て認定を取り消すことができる。

附則 本規則は令和3年10月22日より施行する。

日本顔面神経学会認定顔面神経麻痺リハビリテーション指導士制度に関する細則（案）

第1章 申請手続

（指導士の審査申請）

第1条 日本顔面神経学会認定顔面神経麻痺リハビリテーション指導士の認定審査を希望する者は各年毎に指定された日（消印有効）までに、本学会宛に申請するものとする。

2 各年の申請期間は、日本顔面神経学会（以下本学会）機関誌および学会ホームページに、締め切り日の3ヵ月以上前に公表する。

（審査申請書類）

第2条 認定に必要な書類は以下の通りである。

- 1) 認定申請書
- 2) 規則第5条第1項に定める資格を有していることを明らかにする資格証明書の写し
- 3) 顔面神経麻痺リハビリテーション技術講習会（以下講習会）の認定試験合格証明書の写し
- 4) 症例報告書
- 5) 審査料の振り込み控えの写し

（指導士の移行措置）

第3条 正会員のうち以下1)、2)の条件いずれかを満たす者の申請については移行措置を適用する。

- 1) 直近の5年間の学会員期間において、筆頭著者として本学会誌（Facial Nerve Research Japan）への1編以上の掲載論文を有する。
- 2) 前身の顔面神経研究会も含めて、直近の10年間の学会員期間において、本学会誌（Facial Nerve Research Japan）に共著も含めて5編以上の掲載論文を有する。

（移行措置期間と審査申請書類）

第4条 移行措置のための申請期間は、令和4年1月1日から令和4年2月28日【必着】とする。また、移行措置期間における認定に必要な書類は以下の通りである。

- 1) 認定申請書（移行措置期間）
- 2) 規則第5条第1項に定める資格を有していることを明らかにする資格証明書の写し
- 3) 直近の5年間の学会員期間における本学会誌（Facial Nerve Research Japan）への筆頭著者としての1編以上の掲載論文の写し、または、前身の顔面神経研究会も含めて直近の10年間の学会員期間における本学会誌（Facial Nerve Research Japan）への共著含む5編以上の掲載論文の写し
- 4) 審査料の振り込み控えの写し

(審査結果の通知)

第5条 指導士の認定、更新の審査結果は、申請者毎に通知する。

(資格の公開)

第6条 指導士は専門家として、本学会機関誌、本学会ホームページ上に公開する。ホームページに掲載する項目は、氏名、所属（勤務先）、所在地とする。

第2章 認定試験

(試験の実施と合否判定)

第7条 指導士の認定試験は、本学会が実施する試験により行う。試験施行日は本学会主催の顔面神経麻痺リハビリテーション技術講習会後に引き続き実施する。日本顔面神経学会認定顔面神経麻痺相談医・顔面神経麻痺リハビリテーション指導士認定委員会において、試験の合否判定を行う。

第3章 審査料ならびに更新料

(審査料ならびに更新料)

第8条 初回審査料は10,000円、更新料5,000円とする。

附則 本細則は令和3年10月22日より施行する。